

# 業務指示書

## コンゴ民主共和国カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年9月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年9月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者または共同企業体の結成を認めません。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

員、構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の項目については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：職業訓練施設整備等に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：建築計画
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画I/運営維持管理】

- 1) 類似業務の経験：機材計画I/運営維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年10月3日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託費
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(CDF1 = 0.113 円, US\$1 = 102.39 円, EUR1 = 137.18 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画  
機材計画I/運営維持管理  
施工計画/積算

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.28 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年10月17日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
 コンゴ民主共和国カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画I/運営維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）では、1991年以降の混乱の時代を経て復興・開発へ向けた歩みが進められている中、経済発展のための重要な政策として「雇用・労働の改善」を優先課題の一つに掲げ、産業人材の育成を重要視している。同国の失業率は8.9%、不完全雇用率は81.7%、24歳以下の労働人口の失業率は28%と推定されている(OECD、2007年)。特に、東部地域においては長年の紛争により大量の避難民や除隊兵士が発生しており、治安の改善及び経済発展を促す観点から、職業訓練を通じた社会復帰・就業支援が喫緊の課題となっている。東部をはじめとする内陸部の開発は、国内格差の是正を通じて同国における平和の定着を図る観点からも重要である。

コンゴ民の首都キンシャサ市に本部を置く国立職業訓練機構（以下、INPP）は、雇用・労働・社会福祉省の傘下であり、有職者・求職者双方の人材開発を担う、全国11州に地方校を持つ同国最大規模の公的職業訓練組織である。我が国も1980年代にINPPに対し専門家派遣と機材供与を組み合わせた協力を実施していた。しかし、内戦後に大量採用された新人指導員は指導員としての必要知識・技術が不足しており、ベテラン指導員が高齢化する一方で後継人材が不足している。また、機材や施設の老朽化、収容キャパシティの限界等さまざまな問題を抱えており、高まる産業人材育成ニーズ<sup>1</sup>に応えるには、提供する訓練の質の向上や訓練機関としての機能強化が求められている。

こうした中、JICAは、①INPP キンシャサ地方総局キンシャサ校（以下、キンシャサ校）の指導技術強化を目的とする技術協力プロジェクト（2011年～2014年）、②INPP キンシャサ校の施設・機材の整備を行う無償資金協力（2014年10月完工予定）、③INPP本部の能力強化を目的とした個別専門家派遣（2010年～2014年）を組み合わせた包括的な協力を「職業訓練プログラム」として2010年度より実施している。

一方、これらは、キンシャサ市を中心とした協力であり、INPPからは、国内第二の都市であり鉱業を中心とする産業の拠点でもあるカタンガ州ルブンバシ市周辺の産業人材の育成を担っている、INPP カタンガ地方総局ルブンバシ校（以下、ルブンバシ校）に対する協力のニーズも表明された。そのためJICAは、2014年度に開始予定の新規技術協力プロジェクト「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」において、これまで協力の対象としてきたINPP キンシャサ校に加え、INPP ルブンバシ校の指導技術強化も目指すこととしている。

さらに、INPP ルブンバシ校は、1970年代に国際労働機関（ILO）より供与された施設・機材の老朽化や、収容規模（10教室で約300名に対する9コースの訓練を実施）の限界により、産業界のニーズに即した職業訓練の提供が困難となっていることから、ルブンバシ校において施設及び機材の拡充を通じて同校の機能強化を図り、もって同地域の産業人材育成に寄与することを目的とする「カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画」（以下、本プロジェクト）の要請が我が国政府になされた。

本調査は、先方政府からの要請内容の必要性及び妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的と

<sup>1</sup> INPPの会員企業は2009年の約2000社から2012年には3000社を超えており、INPPによる職業訓練ニーズは年々増加傾向にある。

して実施する。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 上位目標：

INPP ルブンバシ校において産業ニーズに応える技能人材が育成され、労働市場に輩出される。

### (2) プロジェクト目標：

本事業は、INPP ルブンバシ校における施設及び機材の拡充を通じて同校の機能強化を図り、もって同地域の産業人材育成に寄与することを目的とする。

### (3) プロジェクトの成果：

INPP ルブンバシ校の施設と機材が整備・拡充される。

### (4) 我が国への要請概要：

- 1) 施設：職業訓練施設（教室、実習室等総合的職業訓練施設）の新設整備
- 2) 機材：同校各科（一般機械、自動車整備、板金・溶接、電気・冷凍空調・電子、訓練技法と指導技法、経営と情報、職業適性検査、管理職研修、自動車検査、技術部（縫製等））に必要な訓練・実習機材
- 3) ソフトコンポーネント：機材の維持管理にかかる技術指導

### (5) 対象地域（サイト）：

カタンガ地方総局<sup>2</sup>ルブンバシ校（カタンガ州ルブンバシ市）

※カタンガ地方総局：INPP 全7地方総局のうちキンシャサ地方総局に次ぐ第二の規模の地方総局であり、INPP が目指している地方3ブロック体制<sup>3</sup>のブロックの1つを担う予定である。ルブンバシ校の1年あたりの訓練生数はキンシャサ校と同等である。

※ルブンバシ市：首都（キンシャサ特別州キンシャサ市）から飛行機（ナイロビ経由）で約1~1.5日

※候補サイト：先方から1) ルブンバシ校（既存校）所在地、2) ルブンバシ市内候補地①（約4,000㎡）、3) ルブンバシ市内候補地②（4,000㎡弱）が挙げられており、これらサイトのいずれかに複数階の施設を建設することを想定している。

### (6) 関係官庁・機関

実施機関：国立職業訓練機構（National Institute of Professional Preparation: INPP）

関係機関：雇用・労働・社会保障省（Ministry of Employment, Labor and Social Welfare）

### (7) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

- ・個別専門家「職業訓練アドバイザー」（2011年～2014年）

<sup>2</sup> カタンガ地方総局はルブンバシ校の他、ルカシ連絡事務所、カレミ連絡事務所、コルエジ支所から成るが、本件無償資金協力の対象校はルブンバシ校とする。

<sup>3</sup> 全国の事業所を、①キンシャサ、②キサングニ、③ルブンバシの3ブロックに分割し、ブロック毎に研修を実施する体制。

- ・技術協力プロジェクト「国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト」(2011年～2014年)
  - ・無償資金協力「キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画」(2012年～2015年)
  - ・技術協力プロジェクト「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」(2014年度開始予定)
- 2) 他ドナー等の援助活動
- ・フランス (AFD) : INPP 本部のアクションプランの支援、上述の地方3ブロック体制のキサンガニブロックを中心に、マタディやブカブにおける職業能力評価基準に基づく訓練 (Competency Based Training: CBT) による訓練改善及び起業家育成に対する協力が計画実施されている。
  - ・ベルギー : 「技術教育・職業訓練分野省庁間委員会 (CI-ETFP)」への支援を通して、中央及び地方レベルでの技術教育・職業訓練 (TVET) 分野の制度整備を行っている。また「カタンガ州における若者への就業支援プログラム (PAEJK)」を2014年よりILOとともに実施しており、初等・中等・職業教育省、青年スポーツ省、社会事業省を主なカウンターパートとし、中等教育以降の鉱工業、建設業、農業分野を中心とした職業訓練を支援している。
  - ・世界銀行 : 公教育分野における TVET を担う高等教育省、初等・中等・職業教育省への支援を中心に新規プログラムを実施予定。

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、コンゴ民政府から要請のあったカタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がコンゴ民側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 類似無償資金協力の経験の活用

類似無償資金協力案件であるキンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画に係る準備調査 (2012年8月～2013年4月) の結果や、本体工事実施を通じて蓄積された現地事情情報等を効果的に活用する。

#### (2) 関連技術協力プロジェクトの方向性を踏まえた計画立案

2014年度第4四半期に開始予定である国立職業訓練機構能力強化プロジェクト(以下、新規技術協力プロジェクト)に関し、2014年6～7月に詳細計画策定調査を行い、本調査対象校を含めた協力の方向性をまとめている。その結果、上記「1. プロジェクトの背

景」に記載したように、ルブンバシ校の指導技術強化を新規技術協力プロジェクトにて行い、同校の施設・機材の整備を本プロジェクト（無償資金協力事業）にて行うこととしている。本調査の第1回現地調査までに、新規技術協力プロジェクトの活動を実施するために必要となる訓練機材（対象分野：自動車、油圧、空圧、自動制御、特殊溶接等）仕様案が示される予定である。本調査では、同仕様案を踏まえた計画を立案することとする。

また、本調査に先立ち職業訓練アドバイザーが現地にて関連情報を収集する予定であるため、同アドバイザーからの情報を活用しつつ現地調査を実施することとする。

### （3） 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1回現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第2回現地調査を予定している。

### （4） 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとする。なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

#### 1) 第1回現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 2) 第2回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

### （5） 相手国側負担事項

建設予定地の造成、電気・上水道設備の引き込み、人員配置、予算配布等に加え、必要となる相手国側負担事項の確認を書面にて行う。

### （6） 治安

対象国・サイトの治安状況（大統領選等の政治日程に関する留意事項も含む）については、JICA コンゴ民事務所および日本大使館を始めとする関係者から情報を入手し、プロジェクト実施のための前提条件および安全対策の有無、実施上の留意点を確認する。また「コンゴ民主共和国：JICA 関係者のための安全対策マニュアル」を遵守する。

### （7） 積算における参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊含む）（以下、「設計・積算マニュアル」と記載する）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

### （8） 報告書作成における参照マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては、「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2014年1月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する)に従うこととする。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料(キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画準備調査報告書、国立職業訓練機構能力強化プロジェクト詳細計画策定調査収集資料及び報告書、職業訓練アドバイザー収集資料及び報告書、先方政府作成レポート等)の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

#### 1) 要請内容の確認

ア 先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、先方実施体制(組織、人員、予算、技術水準、モニタリング・評価体制等)、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

#### 2) 職業訓練・社会事情調査

ア コンゴ民の職業訓練政策、産業人材育成計画、技術教育・職業訓練(TVET)分野開発計画等、上位計画における本プロジェクトの位置づけを確認する。

イ 本プロジェクトの実施妥当性を検証するために必要となる職業訓練セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。

ウ 同国のTVET分野におけるINPPの位置づけを確認し、さらにINPPにおけるカタンガ地方総局(ルブンバシ校)の役割・特徴を確認する。

エ カタンガ州における産業動向・就業需要を確認し、産業界の人材育成ニーズに合致した訓練をルブンバシ校が提供するために必要な訓練分野・内容を分析する。

オ 公的職業訓練機関としての1教室あたり適正生徒数等の基準や、訓練施設設置基準、整備基準等を確認する。

カ 上記情報を踏まえ、また、対象校の現状の訓練生数、及び将来の予測を確認し、必要教室数等を検討する。

キ 対象校における現況の訓練内容(企業内訓練を含む)、指導員配置状況及びその資質(資格等)を確認する。

ク 対象校のスクールイヤーを確認する。

なお、これらの情報収集・確認においては、国立職業訓練機構能力強化プロジェクト詳細計画策定調査収集資料及び報告書も活用することとする。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

国立職業訓練機構能力強化プロジェクト詳細計画策定調査、職業訓練アドバイザーが収集した情報を踏まえ、プロジェクト実施機関である INPP ルブンバシ校の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等の追加情報収集を行い、本プロジェクトの実施機関として、体制に問題がないか確認する。あわせて、INPP 本部との役割分担についても確認する。

#### (5) 援助動向調査

当該地域及び当該分野において活動している他ドナーの援助動向を確認するとともに、連携の可能性がある場合は、そのあり方について調査を行う。

#### (6) サイト状況（自然条件等）調査

先方政府と協議の上、選定した全ての調査対象サイトの踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、アクセス、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響、環境社会配慮等の調査を行い、優先順位を決定する。

優先順位決定後、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイト（一サイト）において、以下に示す自然条件調査を行う。本件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 地形測量
- 2) 地盤調査
- 3) 地質調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月改訂）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。なお、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。仕様書は別紙1のとおり。

#### (7) 環境社会配慮

職業訓練校敷地内の訓練棟建設や訓練機材更新等が主な内容であり、環境への負の影響はないものと考えられるが、サイト候補地の一つ（ルブンバシ市内候補地①）に同校職員の住居が存在するため、施設建設に伴い移転が必要となる可能性がある。サイト選定の結果、移転が生じる場合は簡易住民移転計画書作成を作成する等、必要な環境社会配慮に係る調査を実施する。

簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

#### (8) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「設計・積算マニュアル」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画（施設計画、設備計画、機材計画）を検討する。（要請内容の絞り込みも含む。）

なお、建設サイトに関しては、先方政府要望地点を基準にしつつも、自然条件調査等を元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、建物の形式に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

##### 3) 概略設計図

##### 4) 施工・調達計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分（敷地造成、電気・上水道設備の引き込み等先方負担工事との区分）
- ・ 調達・据付区分
- ・ 施工監理計画／機材調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導計画
- ・ 実施工程

#### (9) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（敷地確保、敷地造成、電気・上水道設備の引き込み、各種建設許可の取得、輸入資機材の通関、必要な予算措置等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のコンゴ民政府の免税措置を整理し、書面にて確認する。必要に応じプロジェクト準備段階で先方が着手すべき事項等を先方に提言する。

#### (10) プロジェクトの運営・維持管理計画

- 1) INPP ルブンバシ校の設備、機材の運営・維持管理体制（含、人員配置、技術レベル、予算措置）を確認する。
- 2) 運営・維持管理にかかる経費を積算し、また先方の経費負担能力を確認する。
- 3) プロジェクト実施後の運営・維持管理の体制、方法、予算について保守、修理を含めた計画を先方が実施可能な規模や範囲を念頭におきつつ作成・提言する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合、その確保・要請計画についても先方へ提言する。

#### (11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

##### 4) 予備費

本プロジェクトに関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

- ウ) 自然条件にかかるリスク (洪水等)
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(13) ジェンダー課題に関する調査

- ア 対象校における訓練生数や指導員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ 既存施設視察、女子訓練生や女性指導員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子訓練生の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ウ 施設計画 (設計仕様、トイレなど) に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(14) その他の配慮事項等の調査

施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成すること。

また、現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。その際、事業対象地の状況に基づいた具体的な指標を設定し、それに対するベースライン調査を実施し、プロジェクトによる変化が明確に可視化できるよう留意する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、INPP ルブンバシ校における、①年間輩出訓練生数、②稼働訓練コース数、③訓練生受入数等を想定している。

(16) 技術的支援の必要性の確認

職業訓練の質向上の観点から、ソフトコンポーネント (職業訓練機材保守・管理等に関する研修等) の必要性について検討し、提案する。

(17) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

(18) プロジェクト内容の計画策定 (概略設計)

現地調査の帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、概略事業費積算内訳書および機材仕様書 (案) を作成する。

設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と

詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に収まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

(19) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をコンゴ民政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

コンゴ民政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に①概略事業費(無償)積算内訳書、②概要資料、③準備調査報告書、④デジタル画像集を作成する。なお、準備調査報告書、準備調査概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 業務計画書          | : 和文 3 部  |
| (2) インセプション・レポート   | : 和文 2 部<br>: 仏文 4 部                                    |
| (3) 現地調査結果概要       | : 和文 1 部  |
| (4) 準備調査報告書(案)     | : 和文 1 部<br>: 仏文 4 部                                    |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部<br>(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)                 |
| (6) 機材仕様書          | : 和文 3 部  |
| (7) 概要資料           | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚<br>(※完成予想図を含む。)                     |
| (8) 準備調査報告書        | : 和文(製本版) 9 部及び CD-R 2 枚<br>(※完成予想図を含む。)                |
|                    | : 仏文(製本版) 10 部及び CD-R 5 枚<br>: 和文(簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集        | : CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)                               |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「設計・積算マニュアル」の補完編を、その他については「無償報告書ガイ

ドライン」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2014年11月初旬より国内準備を開始し、2014年11月中旬より第1回現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2015年4月初旬までに概略事業費積算を行い提出する。2015年4月中旬に第2回現地調査（準備調査報告書（案）の説明）、2015年4月下旬までに概要資料を、2015年6月中旬までに準備調査報告書を提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）調査期間：

全体： 18.02 M/M（通訳除く）

##### （2）業務従事者の構成

###### 1) 分野構成：

- (a) 業務主任/建築計画（2号）
- (b) 建築設計/環境社会配慮
- (c) 設備設計
- (d) 施工計画/積算（3号）
- (e) 機材計画 I/運営維持管理（3号）
- (f) 機材計画 II/積算
- (g) 職業訓練計画/産業動向/就業需要
- (h) 通訳（日⇄仏）

2) 第1回現地調査：(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)

3) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）の説明）：(a) (e)

\* 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

##### （3）通訳

本業務には通訳（仏語）を必ず配置することとする。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書（一般業務費）に記載する。

#### 3. 参考資料

##### （1）配布資料

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画準備調査報告書（URL）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000317.html>
- ・ 国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト終了時評価報告書（URL）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014642.html>
- ・ 国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト業務完了報告書

##### （2）閲覧資料

以下の資料は閲覧資料とし、連絡先は以下のとおりとする。

- ・ 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト詳細計画策定結果報告書（案）
- ・ コンゴ民主共和国 INPP 本部年次報告書（仏文）
- ・ コンゴ民主共和国 INPP カタンガ地方総局年次報告書（仏文）
- ・ サイト関連情報（JICA コンゴ民事務所作成）

連絡先：人間開発部社会保障チーム（TEL：03-5226-8352）

#### 4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

##### (1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
技術参与（JICA/関係機関）  
計画管理（JICA）
- 2) 調査工程：約14日間
- 3) 目的：相手国機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトの内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第2回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）  
計画管理（JICA）
- 2) 調査工程：約9日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 地盤調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託分は別見積とする。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトの実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2014年8月5日改正）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

##### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行す

ることとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 一般管理費等の上限加算

本件は、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費率の基準（上限）を10%加算する。

(4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

(別紙1)

コンゴ民国「カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画」にかかる  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング等（1サイトにつき3本程度）

(3) 地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験、平板載荷試験等

3. 対象サイト：1サイト（予定サイト）（本文5.（6）参照）を調査対象とすることを前提として計画する。

以上

